最終更新日：2017年7月5日
東テク株式会社
代表取締役社長　長尾 克已
問合せ先：経営管理本部 総務部　03-6632-7000
証券コード：9960

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は株主をはじめとするステークホルダーの最大満足を通して社会に貢献しうる企業となることを経営の基本理念としています。
その為には、公正かつ透明性の高い企業経営が不可欠であるとの認識に立ってコーポレート・ガバナンス体制を構築、運用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】
当社は、招集通知の早期発送に努めるとともに、株主への早期情報提供のため、招集通知の発送に先立ち東証ウェブサイト上に電子データを掲載いたします。

【補充原則1-2-4】
当社は、海外投資家の株主比率が低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家比率等の推移を踏まえ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社は、海外投資家の株主比率が低いため、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家比率等の推移を踏まえ、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-2-1】
取締役の報酬は、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬と単年度業績に応じて決定される賞与で構成されております。今後、持続的成長に向けた適切なインセンティブを与えるために、中長期業績と連動した報酬制度や自社株報酬制度の導入を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】
取締役会の有効性・実効性・適正性に関しては、取締役会での審議を通じて分析・評価を行っておりますが、その結果、取締役会は、活発な議論を通じて適切な意思決定を行い、企業価値向上に実効的な役割を果たしていることが認められております。
今後は、さらに取締役会の実効性を高めていくために、分析・評価方法及び結果の開示につき検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
政策保有株式に関しては、取引関係の安定・強化、営業活動の円滑な推進等を目的として、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に保有することとし、保有する株式については、事業環境の変化等を踏まえ、適宜見直しを行うこととしております。
議決権行使にあたっては、当該会社の中長期的な企業価値及び株主利益の向上並びに当社の企業価値及び保有意義の観点等から総合的に判断し、適切に行使いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することがないよう、第三者との通常の取引と同様の条件であることを確認しており、また、事業年度末に関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の有無等を確認しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社グループの企業理念、経営姿勢、長期ビジョン及びビジョン実現のための各ステップにおける中期経営計画のテーマを当社ウェブサイトに掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ.1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
報酬に関しては、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬と業績に応じて決定される賞与で構成されております。また、社外取締役については、基本報酬のみとしております。
各取締役の報酬については、株主総会でご承認いただきました年額報酬枠の範囲内で、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において審議し、取締役会の決議により決定しております。

(iv) 取締役･監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役候補者は、人格･見識に優れ、当社及び当社グループの成長と企業価値向上に資する人材であることを基本要件としております。業務執行に携わる取締役については、各事業分野及び経営に関して高い能力と知見を有する者とし、社外取締役については、優れた経験･知識･専門性等をもとに社外の視点から積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる人材を指名しております。取締役候補者の指名･選任については、社外取締役および社外監査役も出席する取締役会に付議し、審議の結果、承認された内容で決定し、株主総会に上程することを決議しております。
監査役候補者は、財務･会計に知見を有する候補者を一定数選任するほか、業務執行者からの独立性の確保等、監査役としての適格性を考慮するとともに、社外監査役候補者は、独立性に問題がないことを確認して選任することとしております。監査役候補者の指名･選任については、監査役会が検討し、同意した上で、取締役会において決定しております。

(v) 取締役･監査役候補の指名を行う際の個々の説明
取締役･監査役候補の指名を行う際には、個々の選任理由･経歴等を株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】
当社では、取締役会で審議･決定する事項を取締役会規定に定め、法令及び定款･取締役会規定等に従って取締役会を運営しております。また、執行役員は、法令及び定款･取締役会規定等に基づき、取引･業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程および稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
全取締役5名中、2名の独立社外取締役を選任しております。当該独立社外取締役は、取締役会にて意思決定を行う際、経験･知識･専門性等を活かした適切な監督･助言を通じ、当社の企業価値の向上に尽くしております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等に求められる豊富な経験と見識を重視しております。当社の独立社外取締役は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として届け出ております。

【補充原則4-11-1】
取締役会は、重要な意思決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、経営の効率化の向上と業務執行の適法性･妥当性の確保に取り組んでおります。そのためには、活発な審議と迅速な意思決定を、適切な人数で行うことが必要であると考えております。
社内取締役は、各専門分野における豊富な経験と見識を有するとともに全体最適の観点から業務執行が可能なバランス感覚とリーダーシップを有しております。
一方、社外取締役は、専門的な見地や経営に関する経験と見識を活かし、独立した立場から監督･助言することにより、取締役会の機能を高めています。

【補充原則4-11-2】
社外取締役･社外監査役を選任する際には、当社取締役会への出席をはじめとし、当社の業務に十分な時間と労力を振り向けることが可能であるかを事前に確認しております。また、取締役会･監査役会の日程については、あらかじめ確認･調整を行い、出席率の向上のための環境整備に努めております。
取締役･監査役の兼任状況は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-14-2】
取締役･監査役には、その役割や責務を適切に果たすために必要な知識･情報を取得、更新するための機会を提供しています。
社外役員に対しては、就任時に加えて都度、当社の事業内容、財務状況、組織等を理解する機会を積極的に提供しています。
なお、取締役･監査役の職務を果たす上で必要となるトレーニングにかかる経費は会社で負担することとしております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主及び投資家との対話が中長期的な企業価値の向上に資するものと認識し、対話に積極的に取り組んでいく方針です。
(1) 株主･投資家への対応は、経営企画部が窓口となり、経営管理本部担当役員の統括のもと活動を行っております。
(2) 適切な情報開示を行うため、経営管理本部内の関連部署は情報を共有し、互いに連携を図っております。
(3) 機関投資家やアナリストに対しては、適宜、個別面談を実施しており、個人投資家に対しては、ウェブサイト上にIR情報ページを設け、業績等を掲載するとともに、メールでの問合せ窓口を設置しております。
(4) 株主･投資家との対話の中で得られた意見等については、必要に応じて取締役を含む経営陣及び関連部署へフィードバックしております。
(5) インサイダー情報に関しては「内部者取引管理規程」に基づいて管理しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本レイ株式会社	1,760,000	12.58
ダイキン工業株式会社	1,000,000	7.15
BBH FOR FIDERITY LOW－PRICED STOCK FUND	994,500	7.11
東テク従業員持株会	793,700	5.68

株式会社みずほ銀行	670,000	4.79
株式会社三井住友銀行	670,000	4.79
住友商事株式会社	631,000	4.51
株式会社草野和幸	392,068	2.80
昭和鉄工株式会社	378,000	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行	376,600	2.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神尾　大地	弁護士											
斎藤　政賢	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神尾　大地	○	―――	弁護士として専門的見地から会議においての助言・提言により執行意思決定の適法性・妥当性や経営の監督機能に貢献いただけると判断しております。 また、本人との取引行為はなく、一般株主との利益相反行為が生じるおそれが無いと判断され独立役員として指定しております。
斎藤　政賢	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識から会議においての助言・提言により執行意思決定の適法性・妥当性や経営の監督機能に貢献いただけると判断しております。 また、本人との取引行為はなく、一般株主との利益相反行為が生じるおそれが無いと判断され独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

各決算期毎に会計監査人より協議報告会が開催され、監査計画・監査状況・問題点・疑問点の応答などを行っております。
また、内部監査部門は期初に内部監査計画を報告し、内部監査実施後に、監査役にその内容を説明しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　竹夫	公認会計士													
荒田　和人	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　竹夫		―――	公認会計士・税理士として豊富な経験を有しており、会計・税務の両面及び外から見る立場として会社経営に貴重な助言をいただけると判断しております。
荒田　和人		―――	公認会計士・税理士資格を持ち、大手監査法人に長年所属していた経験からも会計監査に基づく高い見識を有しております。その経験・見識から監査役に適任と判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬と単年度業績に応じて決定される賞与で構成されております。今後、持続的成長に向けた適切なインセンティブを与えるために、中長期業績と連動した報酬制度を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりです。
取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額： 218百万円
監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額： 28百万円
社外役員の報酬等の額 ：25百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認を得た取締役報酬総額の範囲内において、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬と業績に応じて決定される賞与の金額を取締役会で決定することとしております。また、社外取締役については、基本報酬のみとしております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役へのサポートは経営企画部で行い、社外監査役へのサポートは内部監査室で行っております。取締役会資料は事前に配付するとともに必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役には、常勤監査役による監査役監査、会計監査人監査及び内部監査等の情報を提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速・機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。

[取締役会]
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて随時開催しております。取締役の任期は1年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は独立した立場から、また、社外監査役は客観的・専門的見地から、それぞれ有用な指摘・意見を取締役会で述べ、社外役員に期待される役割を果たしております。
取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。

[監査役会]
監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧及び事業所の往査等を実施しており、また、会計監査人及び内部監査部門と連携する等、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。
社外監査役は客観的・専門的見地から、また、社内監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から、それぞれ監査を行っ

ており、監査の実効性を高めております。

【内部監査】
内部監査については、社長直属で、5名で構成される内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、独立した立場から業務運営の適正性・効率性に関して計画的に業務監査を実施しております。内部監査室は、監査結果を社長に報告するとともに、必要な措置及び改善状況の確認を行っております。内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、効果的な内部監査の実施に努めております。

【会計監査人】
会計監査人は、金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査について新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を講じています。

【責任限定契約の内容の概要】
当社は、すべての社外取締役及び社外監査役と会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外役員として取締役2名、監査役2名を選任しており役員8名中4名が社外役員であります。定時・臨時の取締役会への出席等、取締役及び執行役員の職務執行について独立性を確保して監視機能を維持しております。また、会計監査人や内部監査室との十分な意見交換により、相互に連携を図っております。
社外取締役及び社外監査役は、当社とは利益行為が無く適正な監視が行えるものであり経営の監視機能については十分機能しているものと判断され現状体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して、株主総会を設定する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	対応を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	対応を検討しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、適時性・適法性・正確性・公平性・透明性を基本に情報を提供することを基本姿勢としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は必要に応じて検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティングを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ウェブサイト上にIR情報ページを設け、業績等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：経営管理本部担当役員 IR担当部署：経営企画部及び総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東テクグループ企業行動憲章」において、ステークホルダーを具体的に示し、ステークホルダーを尊重するとともに、地域社会との良好な関係の構築を通して広く社会の発展に貢献することを全社員の行動規範として周知徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「東テクグループ企業行動憲章」において、環境問題の重要性を認識し、この問題の解決に積極的に取り組むことを全社員の行動規範として周知徹底を図っております。また、東テクグループ企業理念の中で、地球にやさしい環境づくりで社会に貢献することを経営姿勢として掲げ、取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、すべてのステークホルダーに対し、適時性・適法性・正確性・公平性・透明性を基本に情報を提供することを基本姿勢としております。「東テクグループ企業行動憲章」においても、ステークホルダーの適切な判断に資するよう、適宜適正な企業情報を提供することを全社員の行動規範として掲げ、周知徹底を図っております。
その他	「東テクグループ企業行動憲章」では、社員一人ひとりの個性を尊重し、人材の育成に取り組んでいくことを明確にしております。特に、女性の躍進推進については、事業のさらなる成長・発展のためには必要不可欠であると考えております。当社は、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定し、目標の達成に向けて取組みを進めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は適正かつ効率的な自主統制システムのベースの上で生み出された企業業績でなければステークホルダーの支持を得る事は出来ないと考えています。
その為、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議していますが、それらの整備、構築に全社を挙げて取り組んでおります。
基本方針の要点は、以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス委員会」を設置し、「企業行動憲章」を制定するとともに役職員への啓蒙教育を行う。
さらに、コンプライアンス上の具体的な問題については監査役及び内部統制監査室と連携し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理に関する社内規定を整備し、作成・保管・廃棄等の取扱いを明確にする。なお取締役及び監査役等は法令で定める場合の他いつでもこれらの文書を閲覧する事ができるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険（リスク）を適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規定を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。
また、各部署及びグループ各社の代表者を責任者とする横断的組織を組成し、重大リスクの未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、法令改正等、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
月例の取締役会を基本としつつ、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会へ付議する体制とする。
また、当社グループの目標として、中期経営計画及び年次経営計画を設定し、各部門の執行状況について上記各会議で定期的に報告させ、具体的な施策の展開を促していくものとする

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
グループ会社については当社「関係会社管理規程」に基づき管理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、前記「コンプライアンス委員会」の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部統制監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。この場合、当該使用人の任命・異動は監査役会の同意を必要とするものとし、監査役の指揮命令下での職務の執行の評価については監査役の意見を尊重して行うものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業績又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求める事ができるものとする。なお、監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしてはならない。
また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針
当社グループは、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、速やかに当該費用の支払を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とみなされる個人・団体とは、その不当な要求に屈することなく、また、あいまいな関係を持つことなく毅然とした態度で対応するものとします。
「企業行動憲章」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとします。
本社総務部を対応部署として、顧問弁護士や管轄警察署との連絡体制を定め、不当行為防止に関する講習へ参加するなどの研修を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項
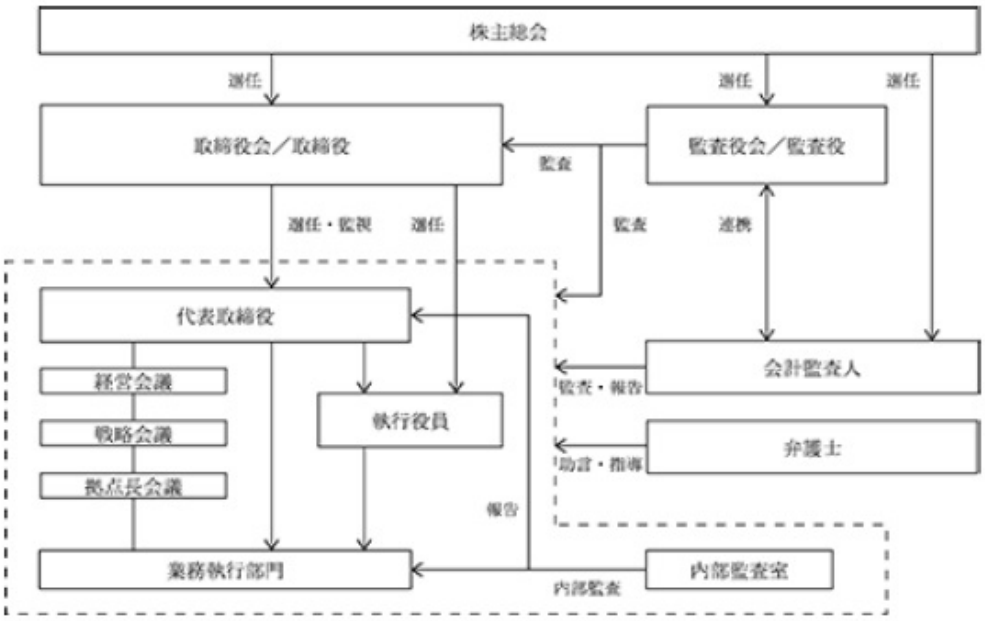
重要な決定事項及び発生事実は当該部署責任者から、決算に関する情報は経理部などから経営管理本部へ集約され、取締役会･経営会議で審議、検討された後、適時開示規則に則り情報開示されております。